

平成19年第9回教育委員会記録

平成19年5月23日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成19年5月23日(水) 午後2時02分～午後2時37分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸田 頼一 職務代理者 大藏 雄之助
委員 宮坂 公夫 委員 安本 ゆみ
教育長 井出 隆安

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 佐藤 博継 担当 教育部長 小澄 龍太郎

庶務課長 井口 順司 教企 育画 人課 事長 種村 明頼

教育改進黨長 中村 一郎 学校適正配置 担当課長 徳嵩 淳一

学務課長 渡辺 幸一 社会教育 担当課長 赤井 則夫

科学館長 渡邊 昇 済美 教 育 担 当 課 長 根 本 信 司

中央図書館長 原 隆寿 中央図書館 担 当 課 長 木 浪 るり子

事務局職員 庶務係長 佐藤 則幸 法規担当係長 石井 康宏
担当書記 佐藤 守

傍聴者数 5名

会議に付した事件

(議案)

議案第91号 杉並区立郷土博物館運営協議会委員の委嘱について

(報告事項)

- (1) 平成19年度教員新規採用状況について
- (2) 温水プール等における時間延長について
- (3) 杉並区立科学館基本構想策定懇談会提言について

(追加報告)

- (4) 麻しんの発生状況等について
- (5) 杉並区スポーツ栄誉顕彰について

目 次

議事録署名委員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

議案審議

議案第91号 杉並区立郷土博物館運営協議会委員の委嘱について・・・・・・ 4

報告事項

(1) 平成19年度教員新規採用状況について・・・・・・・・・・・・ 5

(2) 温水プール等における時間延長について・・・・・・・・・・・・ 7

(3) 杉並区立科学館基本構想策定懇談会提言について・・・・・・・・・・・・ 7

追加報告

(4) 麻しんの発生状況等について・・・・・・・・・・・・・・ 11

(5) 杉並区スポーツ栄誉顕彰について・・・・・・・・・・・・・・ 12

委員長 ただいまから第9回教育委員会定例会を開催いたします。

本日の議事録の署名委員は、宮坂委員にお願いいたします。

本日の議事日程はご案内しましたとおり議案が1件、報告が3件となっております。

それでは、議案の審議に入ります。

日程第1、議案第91号「杉並区立郷土博物館運営協議会委員の委嘱について」を上程し、審議いたします。社会教育スポーツ課長からご説明をお願いします。

社会教育スポーツ課長 議案第91号「杉並区立郷土博物館運営協議会委員の委嘱について」、右の議案を提出する。平成19年5月23日、提出者、杉並区教育委員会教育長、井出隆安。1枚おめくりいただきたいと存じます。

次の者を杉並区立郷土博物館運営協議会委員に委嘱する。平成19年5月23日付け。

まず、名前だけ読み上げさせていただきます。

小澤雅人さん、五本木徳治さん、山崎保義さん、五十嵐耕一さん、稲葉和也さん、加藤修さん。裏面にまいりまして、近藤富枝さん、杉浦宏さん、高橋初男さん、原秀太郎さん、原田弘さん。

提案理由は、委員の任期満了のため、新たに委嘱する必要があるというものでございます。候補者名簿の一覧をつけておりますが、新任の委員さんが上の方の3人、それから、下の表については再任でございます。

以上でございます。

委員長 では、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

何かありますでしょうか。

ちょっとお伺いしたいんですけど、例えば、図書館協議会だと公募委員というのを募って、それで先般決められたというようなケースもありますけども、その辺の事情はどういうことになっているんですか。

社会教育スポーツ課長 基本的に条例で郷土博物館の委員を置くことができるということで、それを受けて、規則で学校教育及び社会教育の関係者、学識経験者となっております。それに則っておりますので、公募という項目は特に考えてございませんが、今後はそれも一つの課題かなと考えております。

委員長 わかりました。

ほかにごありますか。よろしゅうございますか。

(「なし」の声)

委員長 では、議案第91号は原案どおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんようですので、議案第91号は原案どおり可決いたします。ありがとうございました。

次に、日程第2、報告事項の聴取に入らせていただきます。

最初に、「平成19年度教員新規採用状況について」のご説明を教育人事企画課長からお願いいたします。

教育人事企画課長 「平成19年度教員新規採用状況について」ご報告申し上げます。お手元に資料1枚をご用意させていただいております。

5月1日現在ですが、幼稚園教員が2名、小学校の方は全科、音楽、図工等合計68名、中学校の方は国語、社会、数学、各教科等合計で19名、総計89名ということになっております。そのうち、杉並区学校教育職員、期限付任用教員を含む数でございます。これはご報告申し上げますが、この89名のうち、区費、いわゆる師範館卒塾生の20名、そして杉四小に配置しました乙武教諭1名も含んでおります。

また、期限付任用教員、これは新しい任用制度でございます、期限を決めて採用すると。そして、今まででしたら、そのまま次の年も教員としていくんですが、選考をまた新たに受けまして、受かった場合は現任校にそのまま配置するという期限付任用教員が、本区で小学校4名、中学校7名ということで合計11名を含めまして、全部で89名ということになります。

あと、都費の部分だけを洗い出しますと、都費は66名の採用でございます。昨年度は52名でございましたので14名の増と、新規採用教員が増加しているということでございます。

以上でございます。

委員長 では、ただいまのご説明にご質問、ご意見ありましたらお願いします。

安本委員 師範館の卒塾生は全科というところに全部入っているんですか。専科はいらっしゃるということですか。

教育人事企画課長 全科に入っております。

大藏委員 期限付任用教員というのは、毎年1年間分の試験をするんですか。

教育人事企画課長 期限付任用教員になりますと、一般の選考と違いまして、一次が免除されます。それも、採用された日によって免除のされ方が多少違ってきます。

大藏委員 期限というのは、原則1年なんですか。

教育人事企画課長 原則1年なんですが、実は半年更新ということで、半年で校長から聞いて、やはりちょっと難しいということであれば、更新しないということも可能だということでございます。

大藏委員 クラスの担任とかは持たないんですか。

教育人事企画課長 基本的には新規採用教員と同じように担任を持つことができます。

大蔵委員 持つんですね。そうすると、半年で切られると、半年で先生が変わるわけですね。

教育人事企画課長 そういう場合もございます。それにつきましては、そういうことのないように校長にしっかり指導をしていただいて、1年間その学級をしっかりと見てもらうというふうに、こちらの方も支援していきたいというふうに考えております。

大蔵委員 東京都が教員試験もしますよね。それに受かった人は、必ずみんな教員になるんですか。

教育人事企画課長 期限付につきましては、合格者でなくて合格者に近い者を期限付にしているんですが、正式に合格した者については、1年間条件付ということで採用していきまして、最終的に大丈夫だろうということであれば、次の年から正式に採用するということです。

大蔵委員 中央官庁の公務員試験だと、公務員試験に受かってでも定員以上に採っていて就職できないことがあるんですよね。それは教員はないわけですか。

教育人事企画課長 教員は1年間そういう期間がありまして、正式に採用されなければ1年で終わりということはありません。

大蔵委員 そうですか。待たされることもあるんですか。

教育人事企画課長 期限付につきましては、またもう1年、採用されたその次の年に条件付が課せられますので、もう1年見て、だめであればということもありますね。

教育長 期限付と任期付は同じですけども、条件付は採用に関する条件を受けて、任期付は任期に関する期限です。

大蔵委員 期限付教員が1年間やりますよね。その後試験に受かってまた1年間やるというときには給与は上がるんですか。

教育長 任期付であっても更新することができますので、例えば、3年更新、最大5年までとかいろいろ内規で用意しております。給与につきましては、当然経験、経歴というのは教員以外の経験、それから任用されていれば教員としての経験を所定の計算で横引きまして、給与はそれに見合った形になっていく。

大蔵委員 それでは、毎年上がるということね、経験年数によって。

教育長 下がることもあります。

大蔵委員 上がらないこともあるんですか。

教育長 いや、条件に合えば上がります。

委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声)

委員長 ありがとうございます。

続きまして、「温水プール等における時間延長について」のご説明を社会教育スポーツ課長からお願いいたします。

社会教育スポーツ課長 それでは、お手元の資料に基づいて説明させていただきます。

まず、目的でございますけれども、指定管理者である財団法人杉並区スポーツ振興財団及びティップネス・ワセダクラブ共同事業体が温水プール等の夜間時間帯の利用時間を延長し、利用者の拡大とサービスの向上を図っていくというものでございまして、実施施設については記載のとおり、高井戸温水プールと上井草温水プール・トレーニングルームでございます。

実施時期及び開場時間でございますけれども、高井戸温水プールが本年6月1日から9月30日まで、夏場の期間でございます。午前9時から午後10時までということで、現在が午後9時までですので、1時間延長でございます。上井草温水プール・トレーニングルームでございますけれども、こちらも19年4月1日から20年3月31日まででございますが、既に18年度は試行してございまして、今年度も継続して、午後9時から午後11時までの2時間延長をするというものでございまして、こちらについても、理由は利用者の拡大とサービス向上でございます。

以上でございます。

委員長 では、ただいまのご説明にご質問、ご意見ありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声)

委員長 どうもありがとうございました。

では、続きまして、「杉並区立科学館基本構想策定懇談会提言について」の説明を科学館長からお願いいたします。

科学館長 「杉並区立科学館基本構想策定懇談会提言について」、報告いたします。

本文ですが19ページという長さがありますので、全文朗読は割愛させていただきます。まず、本文中の「はじめに」の部分と資料1、2、3のご説明を済ませてから、1枚目についております「杉並区立科学館基本構想策定懇談会提言について（概要）」に基づいて、ご説明させていただきます。

まず、懇談会提言本文2ページ目ですけれども、「はじめに」というのがありますので、これは全部朗読させていただきます。

杉並区立科学館は、科学教育センターとして昭和44年に開館以来、業務の中心を小中学校での科学教育の支援に置いてきた。その後、平成14年4月に杉並区立科学館と改称し、区民の科学に関する興味、関心にも応える生涯学習施設としての役割を兼ね備えるに至った。しかし、今日で

も、生涯学習施設としての活動は活発であるとは言えない。授業外での子どもたちの利用を含め、区民の科学館活動は行われているが、さらなる充実が望まれる。本科学館は今後どのように業務を展開していくべきか、これまでの本科学館の活動を再考し、未来のあるべき姿を構想する時期にきている。

「杉並区立科学館基本構想策定懇談会」では、こうした意識に立って、これまで10回にわたり協議を続けてきた。これまでの協議を踏まえて、ここに以下のとおり提言する。

なお、本懇談会としてはこれを以って最終的な提言とするが、施設老朽化が指摘される現科学館の現状を考慮すると、すみやかに新たな検討組織として「科学館運営検討委員会（仮称）」を設置し、本提言を引き継ぐ形で、新館建設につなげられるよう提言の個々の内容を具体化していくことが必要と考えられる。ということであります。

15ページの資料1ですけれども、これは「杉並区立科学館基本構想策定懇談会設置要綱」であります。条文の朗読は割愛させていただきます。

資料2、17、18ページですが、懇談会の委員については、民、産、官、学、教、多方面を代表する方から参加いただいております。事務局は科学館長、庶務課長、済美教育センター副所長がやってまいりました。

また、この懇談会の中で、学校教育支援の部分というのが非常に大きな部分を占めておりますので、その部分についてのみ検討するために、学校教育支援部会という部会を懇談会の下に設けて、そちらでも検討いたしました。

最後の19ページですが、第1回、18年6月29日から最後の学校教育支援部会が今年の3月16日まで、以上のような経過をもちまして検討して、この提言が出されたわけであります。

では、一番上についております資料に基づいて、この提言の概要をご説明いたします。

最初に、「科学館の位置づけ」。「区民の幸福追求の権利を保障する科学館」。ここで、区民というのは小学校、中学校の生徒だけではなく、幼児から高齢者まですべての区民を含むということです。特に、生涯学習、学校を出てから生涯学習をすることが区民にとっての喜びの一つであります。これは、そういった幸福追求の権利を保障するために科学館が必要であるということを書いております。

「より多くの区民に科学を学ぶ喜びを提供する科学館」。授業で来館する小中学生から非常に広い範囲、先ほど申しましたが、幼児から社会人、高齢者まで含むような方々に来ていただくということです。古いタイプの資料展示の科学館ではなく、ハンズオンと申しますが、実際に手でさわって体験できるような展示物を置く、または来館する人や研究者たちが、お互いに話ができる広場機能など、より多くの区民に来ていただいて楽しんでいただける科学館になるということ

が書いてあります。

「生涯学習とともに博学連携を進める科学館」。引き続き学校教育支援は続けますが、その内容も将来的に生涯学習への動機づけになるような内容にしていこうということが書いてあります。

「変化し続ける科学に柔軟に対応できる科学館」。学校の物理、化学、生物、地学以上に広い範囲のものが今、科学に入っております。科学の変化というのは非常に早いものでありますので、それに迅速に対応できるような組織にしていかなければならないということが書いてあります。

「人がつどい、人がはぐくむ科学館」。来館して無人の展示物を見るのではなく、来館者と館員、または研究者等が思考のキャッチボールをすることによって、豊かな学習の場にしていこうということが書いてあります。

「バーチャルとリアルな体験とのつながりを重視した科学館」。これは本文の文末注にもありますが、バーチャルというのはいわゆるバーチャルリアリティとか、現実ではなくインターネットの上で仮想的に実現されているようなものですが、そういったものも必要ではあるのですが、それと同時に実際に実験をすとか手で触れるとか、そういうリアルな体験というものが必要である。そのリアルな体験とバーチャルな体験というものがちゃんとつながっているような科学館にしなければならないということが書いてあります。

続きまして、2の「運営について」です。「区民を主体とした人々に委ねるために、NPO組織の立ち上げを支援し委託する」。現在、他の科学館でも運営を民営化する話がありますが、委員一同いろいろな話を聞いておりますけれども、よい話ばかりではありません。営利主義に走らないような組織で運営していくということで、例えば、NPO組織をこの科学館だけのために立ち上げるというようなことも考えられるということで書いてあります。

「できるだけ多くの区民にサービスを提供するため、日曜祝日に開館する」。これはこのとおりです。

「区財源のみならず、幅広い寄付等を受け入れ運営する仕組みを検討し構築していく」。これもこのとおりでございます。

「専門性のある館員が働きやすく、区にとって負担が少ないようなNPO組織を立ち上げ、運営を委ねる」。実際に民営化されているところも、館員があまりいい待遇では働いていないというような状況を聞きますので、かといって、区として常勤で長期にわたって雇用すること自体が負担になることが考えられます。どちらにもよいような組織をこれから検討してつくっていかなければならないというようなことが書いてあります。

「実施する事業」として、まず「生涯学習支援」ですが、展示、土日祝日のワークショップ、アウトリーチと書いてございます。やはり展示物は必要でありまして、何か実験教室とかに早め

に来た場合も、展示が全くないと手持ちぶさたになってしまいますので、参加体験型の展示といったようなものを充実させていく必要があります。展示を見るだけでなく、土曜日、日曜日、祝日には実験教室でありますとか工作教室でありますとか、さまざまなワークショップを開催してまいります。

アウトリーチと書いてありますのは、館内で行う事業ではなくて、例えば、学校の土曜日のイベントでありますとか区民のイベントでありますとか、そういった場に出かけて行って、科学館事業として、実験教室でありますとかワークショップを開催するということでもあります。

「学校教育支援」ですが、教員研修、資料提供、来館利用、出張実験等による学校授業の補助、創意工夫展、科学教室等の個別事業、これはいずれも現在やっております。特に、創意工夫展、科学教室。科学教室というのは、小中学生の理科クラブですけれども、これらの事業は今後とも非常に大きな重要性を占めていると考えます。

4番、「多様な方面との連携」。区内他施設との連携、企業との連携、他館との連携、区内外の高校・大学との連携、研究機関との連携、区内小中学校教員との連携、区民の団体との連携、これは実験を普及するような団体ですけれども、そのような団体との連携、これを進めてまいりたいと考えます。

5番、「ボランティア組織」。科学館独自にボランティア組織を持つ。ボランティアの方の力を十分に取り入れていくことによって、科学館の事業をさらに充実させてまいりたいと思います。この場合、ボランティアの方には仕事をしてもらうのではなく、実際にボランティアが主体的にイベントを企画して、それを実施していくというところを目指しております。

6番、「インターネット環境の積極的利用」。インターネットを主とする情報技術の有効利用を進める。これは1番の「科学館の位置づけ」の最後にありました「バーチャルとリアルな体験とのつながりを重視した科学館」と関連がありますが、インターネットを主として双方向で、インターネットによって来館しなくても学習することができるような活動を進めていくことを考えております。

7番、「新館を建築する場合の配慮事項」。区内の児童・生徒をはじめ、できるだけ多くの区民が来館しやすいように、交通至便な、社会人が平日帰宅時間に気軽に利用できる場所とすることに配慮する必要がある。現在の科学館は、なかなか平日夜間に来館するには便利なところではありませんので、もし新館を新たに移転、改築というようなことがありましたら、その場合にはもっと利便性の高い場所にする必要があるということが書いてあります。

以上をもちまして、「杉並区立科学館基本構想策定懇談会提言概要について」ご説明いたしました。

委員長 では、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

大藏委員 しかし、敷地が決まって、どういうところにあるかというのが決まらなと、なかなか連携できないね。

科学館長 まだ、具体的にどこという話ではなくて、建て替える必要はあるけれども、それについて、今後さらに検討しなければならないという段階であります。

安本委員 NPO組織というのは、どこまで。

科学館長 実際には施設管理の部分は民間企業でもよいと思いますが、どのような事業を企画して実施していくかという運営部分について委ねていきたいと。

安本委員 内容に。

科学館長 内容の方、ソフトの方です。

委員長 ほかにございませんか。

次の段階では、「科学館運営検討委員会（仮称）」に移っていくわけですね。

科学館長 （仮称）運営検討委員会というものをこれから招集して、新たに、より具体的にどのような施設を設けるとか、どのような運営方法にするか、よい組織のあり方とか、また人材でありますとか、そういうことについて検討してまいります。

委員長 それから今、安本委員がご質問されたようなNPO組織の立ち上げを支援したいというようなのが7ページ目に書いてありますけど、これはいつの段階からやられていくんですか。

科学館長 予定では、まず、今年度はどのような組織がいいかということを検討しまして、来年度以降、実際にNPO組織であるとか、またその他の組織でありますとかを立ち上げることを進めたいと思っています。

委員長 ほかにございませんか。

（「なし」の声）

委員長 では、どうも長い間ご検討ありがとうございました。

では、以上で報告事項の聴取を終わりにさせていただきます。

あと、報告事項等、その他ございましたらお願いいたします。

学務課長 私から、はしか、麻しんの状況について、取り急ぎご報告をさせていただきたいと存じます。

ご案内のとおり、特に都内を中心にはしかが大流行しておりまして、区内におきましても、聞くところによりますと、都立の農芸高校定時制等で学校閉鎖になったということです。高校、大学生を中心に流行していると、そういう状況でございます。

区内の小中学校でございますけれども、こちらにつきましては4月に中学生1名、教員1名が

発症いたしましたけれども、5月になって、5月15日以降、15日から18日ぐらいまでの間に小学生が2名、教員が2名という発症状況でございます。ただ、同一学校の発症というのはないということで、それぞれ別の学校の発症という状況でございます。

区内の小中学校に限っては、まだ大流行といった状況ではないんですが、いろいろと諸状況に鑑みまして、今のうちに未然に大流行を防止するのが肝要であると判断いたしました。その結果、区としても、まずそういった考え方で対応しているんですけども、まず全体的な保健所の対応ということですが、こちらは広報を既にさせていただいたところなんですけれども、区の保健所としての緊急対応は、5月22日から実施しているということで、こちらの所管につきましては未接種、未罹患者に対する予防接種の公費助成ということでございます。まだかかっていなかったり、注射を打っていない子どもたちはすぐに受けてくださいと、それについての費用は区が持ちますといったことが主眼でございます。

ただ、この保健所の対応につきましては、患者が複数集団発生した学校とそうでない学校とで若干対象者等には差異がございます。区全体におきましては、基本的に、冒頭ご説明した状況ですので、複数集団発生した学校はまだないという状況でございますので、そういった学校を対象にした対策ということでございますと、区内の区立あるいは私立の小中学校の生徒、その区民の方を対象に未接種、未罹患のお子様については指定医療機関、区内大体5カ所ぐらい、河北病院等とかを指定してそこで受けていただくといった仕組みでございます。また、複数発生した学校につきましては、その時点で区内小中学校すべて、あるいは若年教師も含めてすべて助成の対象にすると、基本的にはそういった仕組みです。

教育委員会といたしまして、それだけで、また、それを待つということでは十分かどうかという検討もいたしまして、実は済美養護学校で1名発症者ございました。済美養護学校のお子様は特にご自分の症状ですが、初期症状で発熱とかのどが痛いとかあるんですけども、そういった段階で障害の特性上、十分に伝えられなくて、そこで学校に出てきて感染させてしまうといった恐れが多分にあったということでございまして、教育委員会としては、保健所の対応を待たずに5月17日の時点から独自に対応を始めております。その内容は基本的には公費助成と同様でございますけれども、若干対象者を広げたり教職員も対象にしたりといった小中学校独自の上乗せとございますか、穴のないように徹底した対策をとるといったことでこの間進めてまいったところです。そういったことで、教育委員会としても先取りして既に進めておりますし、区全体でもスタートしたということでございますので、幸い、現在のところ、5月18日以降の発症はまだないという状況でございます。

そういったことでございますので、今後とも仮に発症があったとしても広がらない、十分適切

な対応がとれるように、学校とも十分連携しながら対応を進めてまいりたいと思いますので、以上、ご報告させていただきます。

以上でございます。

委員長 ありがとうございました。

何かご質問ございましたら、よろしいでしょうか。

(「なし」の声)

委員長 ありがとうございました。

社会教育スポーツ課長 私から、1点報告させていただきます。

資料はありませんが、先般の日曜日、5月20日に日本男子プロゴルフツアーで、15歳で世界最小年優勝した石川遼さん、杉並学院高校の1年生でございます。彼に対しまして杉並区からスポーツ栄誉章、既に他の方には大体3月中旬にお渡ししておりますが、スポーツ栄誉章を差し上げるということで決定いたしました。授賞式は、彼が29日の午前中まで試験なものですから、それを踏まえて日程を調整して、区に来ていただいて表彰したいと考えております。

以上でございます。

宮坂委員 杉並学院といたら、ゴルフがもともとどうまい方なんですかね。それとも本人だけ突出しているんですか。

社会教育スポーツ課長 新聞によりますと、ほかにも何人かアマチュアの参加者がいたようです。プロのトーナメントで勝つのですから、突出した力量を持っているんだと思います。もともと杉並学院にゴルフ部があって、埼玉の方から杉並区に通っているみたいですね。

以上でございます。

委員長 よろしいですか。ご質問特にないですか。どうもありがとうございました。

(「なし」の声)

委員長 では、庶務課長お願いします。

庶務課長 次回の日程でございますけれども、6月13日水曜日、午後2時から定例会を予定しております。よろしくお願いいたします。

委員長 では、以上をもちまして本日の教育委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。